

# 教育文化都市高砂の未来を創る

(教育振興基本計画)

=ふるさと高砂を愛し  
思いやりとたくましさ  
満ちあふれた人づくり=



平成 22 年 4 月 策 定

高 砂 市

## 高砂市民憲章(昭和49年7月1日制定)

謡曲にうたわれ、相生の松で知られる私たちのまちは、めぐまれた自然のなかで古くから栄えた歴史と伝統をもつまちであります。

ここに生きる私たちは、自然を愛し、郷土の平和と繁栄を願い、市民としての誇りと自覚をもって、この憲章をさだめます。

- 健康で活みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 奉仕と感謝を忘れぬ暖かいまちをつくりましょう。
- 教養を深め文化のかおる豊かなまちをつくりましょう。
- 緑に親しみ青空のある住みよいまちをつくりましょう。
- 夢と希望を育てる楽しいまちをつくりましょう。

# 高砂市教育の基本方針

ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさで満ちあふれた人づくり

人は、家庭教育、学校教育、社会教育等により、生涯をとおして学び続けています。

家庭、地域社会、職場の中で、人々はお互いに助け合い、支え合い、学び合いながら切磋琢磨し、成長していきます。

高砂市の教育は、自分が生まれた「ふるさと」を愛し、誇りに思い、お互いに思いやり、たくましく生きる力を身につけ、自ら学んだことを積極的に生かすことができる、人づくりをめざします。



# 高砂市がめざすべき人間像

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- (2) 自然と伝統・文化を愛し、互いに支え合い、よりよい社会を創ろうとする人

## 高砂市教育のめざす力

生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって未来を切り拓く力

地域の人々と手を携えながら、ふるさと高砂の発展に貢献する力

よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力

国際社会の平和や発展に貢献する力

## 重点目標

1 変化の激しい社会の中で自立的に生きる力を培う教育に取り組めます

2 命や人権を大切にする心をはぐくみます

3 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めます

4 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育を支援します

5 市民だれもが生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを推進します

（学校はもとより、家庭・地域それぞれが自覚と責任をもつ）  
**社会全体で子どもたちの教育に取り組む**

## 生涯学習社会への実現に向けて

（自ら学んだ学習の成果を還元できる社会の仕組みづくり）

## 目 次

- ・ 高砂市教育の基本方針
- ・ 高砂市がめざすべき人間像

### 【基本計画】

#### 第1部 高砂市教育振興基本計画の基本的事項

- 1 教育振興基本計画策定の位置づけ及び趣旨・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育振興基本計画の対象期間・・・・・・・・・・ 2

#### 第2部 教育をめぐる現状と課題

- 1 社会情勢の変化・・・・・・・・・・ 3
- 2 高砂市が取組んできた教育の現状と課題・・・・・・・・・・ 7

#### 第3部 基本施策の重点目標

- 重点目標1 変化の激しい社会の中で自立的に生きる力を培う  
教育に取り組みます・・・・・・・・・・ 15
- 重点目標2 命や人権を大切に作る心をはぐくみます・・・・・・・・ 17
- 重点目標3 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や  
地域から信頼される学校づくりを進めます・・・・・・・・ 18
- 重点目標4 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育  
を支援します・・・・・・・・・・ 19
- 重点目標5 市民だれもが生きがいをもって生きることの  
できる生涯学習社会づくりを推進します・・・・・・・・ 20



## 第 1 部 高砂市教育振興基本計画の基本的事項

### 1 教育振興基本計画策定の位置づけ及び趣旨

平成 18 年 12 月に約 60 年ぶりに改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念等を実現していくため、同法第 17 条<sup>※</sup>に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに追加されました。

この規定に基づき、国は、平成 20 年 7 月 1 日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後 5 年間を通じて目指すべき施策などについて示しました。そして、兵庫県においても、今後 5 年間の計画期間とし「ひょうご教育創造プラン」を平成 21 年 6 月に策定しました。

本計画は、高砂市の教育施策に関する基本的な計画として、また、高砂市教育の基本理念「ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに満ちあふれた人づくり」の具現化のための計画として位置づけています。

さらに、第 3 次高砂市総合計画に示された「こころの豊かさと人を尊重したまちづくり」を指針とし、また、兵庫県教育委員会において策定された「兵庫の教育改革プログラム～県民全てが関わる兵庫県の教育～」に沿い取り組んできたこれまでの高砂市の教育の現状と課題を踏まえつつ、引き続き高砂市の教育を一層充実させるため、中期的な取り組みの考え方を示すため策定します。

また、本計画で策定される内容は、第 4 次高砂市総合計画との整合性を図るとともに、国及び県の教育振興基本計画も参酌し策定しています。具体的な実施計画を実行して行く過程においてもその施策の評価検証を行い、高砂市教育の振興に資するよう実施計画の見直しを随時行い、効率的で効果的な施策を図っていきます。

※教育基本法（平成 18 年法律第 12 号）第 17 条

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方

公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 教育振興基本計画策定の対象期間

平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の基本計画として策定します。

この高砂市教育振興基本計画は、高砂市の将来を見据えた人づくりの計画であり、上位計画である高砂市総合計画との整合性を図りながら策定する必要があります。

第 3 次高砂市総合計画の終了年度は、平成 22 年度であることから、現在、平成 23 年度から 10 年間の第 4 次高砂市総合計画を策定中であり、教育に関する分野においても他の分野と同様に示されることになるため、高砂市教育振興基本計画は 5 年間の計画とします。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国	← 10年先を見据えた5年間 →						
県	← →						
市	← →						

## 第2部 教育をめぐる現状と課題

### 1 社会情勢の変化

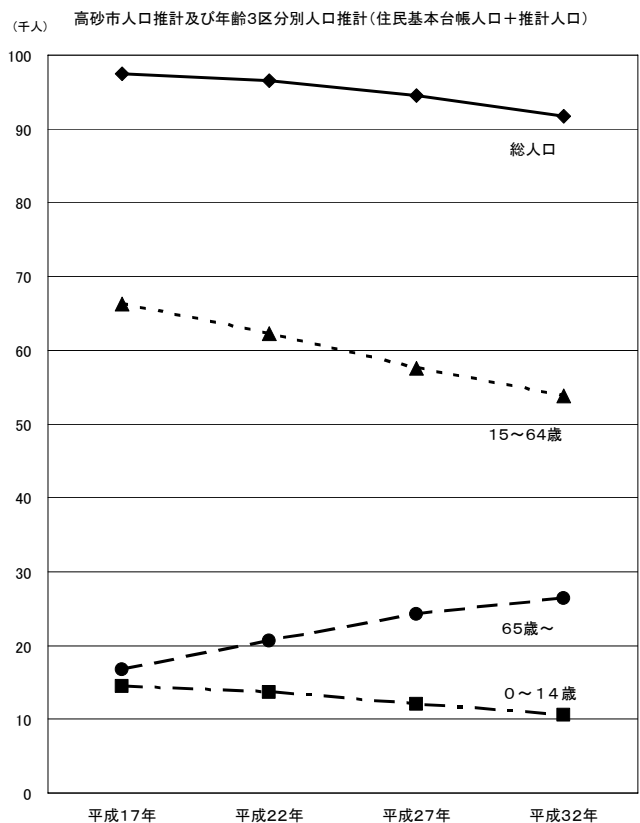
現代社会は、少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会環境の変化のスピードが速く、10年後の日本の将来像、強いては高砂市を取り巻く社会状況を的確に把握することが困難と予測されています。しかしながら、今まで国や地方公共団体などが担っていた公共サービスは、社会のセーフティーネットなど必要最小限のものへと変化していくと予測されます。

これからの日本の教育に求められていることは、国の教育振興基本計画において指摘されているように、「個人の能力を伸ばし、公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することができる人材を育てること」と言えます。そして、社会における人と人とのつながりを回復し、地域社会などのコミュニティを再構築していくことであります。すなわち、地域や家庭の果たす公共的な役割が重要視され、その地域や家庭のもつ「力」＝「影響力」が見直され期待されています。

#### (1) 少子高齢社会の進展

我が国における人口構成は、平成17年を境に、人口減少社会に入り、その年齢構成も高齢者の占める割合が他国に例を見ないスピードで急速に増加しています。

本市も例外でなく、平成17年に97,420人であった総人口が平成32年の推計人口では、91,709人と見込まれ減少傾向にあります。その内訳として、高齢者人口割合が平成17年の17.2%から平成32年には、28.8%に増加し、年少人口割合は、平成17年の14.8%から平成32年には、12.5%に減少すると予測されています。合計特殊出生率<sup>\*</sup>は、下げ止まり



の様相を呈していますが、その率は、自然増と自然減との境目とされている「2.08」を割り込んでおり少子化の波は避けられない状況にあります。

そのため、社会保障、雇用制度など、従来の枠組みでは対応が困難となり、様々な社会制度は、変革を求められており、教育に関する分野も例外ではなく、少子化における学校園の統廃合や高齢社会に対応した教育機関<sup>※</sup>などの再構築の必要性が求められています。

※ 合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求める。

※ 教育機関：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

## (2) 地球環境問題の深刻化

日常生活の利便性、快適性を飛躍的に高めたのは、大量生産、大量消費型の経済活動・生活様式によるものですが、その反面、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、酸性雨問題などの環境問題が深刻化する事態を招きました。

このため、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換を目指して自然環境を保全するとともに、ごみの減量や資源のリサイクル、エネルギーの有効活用など、一人一人が地球的視野を持ち、身近なところから、具体的な行動を進めることが求められています。

## (3) 高度情報化の進展

インターネットの急速な普及など「IT革命」は、地球規模で産業活動や社会様式を大きく変えつつあります。

さらに、今後も地上デジタル放送の本格化やいつでもどこでもITが活用できる「ユビキタス社会<sup>※</sup>」の実現など、高度ネットワーク化が進むことが予測されています。

一方で、高度情報化の進展に伴い、情報の過度の集中や個人情報の漏洩、ネットなどを悪用した人権侵害などの問題が生じており、今後ますます進展する情報化社会では、情報活用能力の向上、情報モラルを身につけることが必要です。

※ ユビキタス社会：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピュータネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会

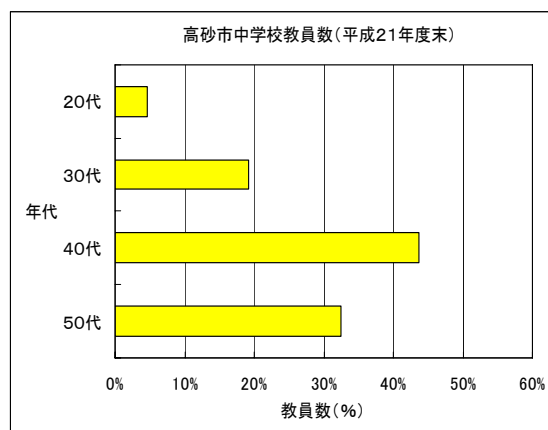
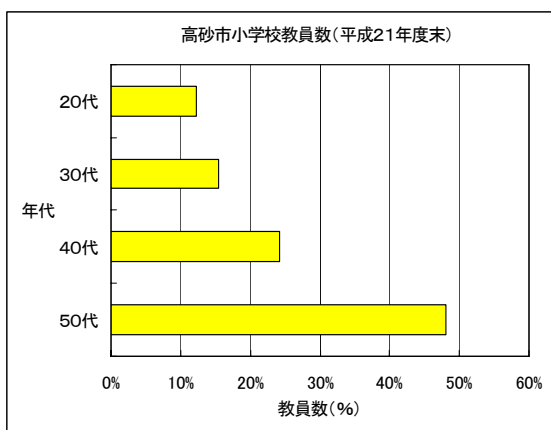
#### (4) 国際化・グローバル化の進展

人やもの、情報などが世界的な規模で行き交い、社会、経済などの様々な分野において、国際的な交流が活発になっています。

また、国際社会においては、他国の文化や習慣を相互に理解し、尊重していくことが大切で、国際交流が拡大するなかで、諸外国の人々と共生していくためには、自らが生まれ育った地域の文化を理解し愛し、自らの考えをしっかりと主張し、正確に伝えることが大切であり、語学力をはじめとしたコミュニケーション能力を高めることが必要です。

#### (5) 教職員の構成変化や教育行政の改革

本市においても、教諭の年齢構成は、グラフのように小学校では 50 歳代が約半数を占め、中学校でも約 30%を占めています。今、まさに、団塊世代の大量退職時代を迎え、教育資産の継承が危ぶまれています。また、少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展など、社会情勢が大きく変化し、家庭や地域社会の教育力が低下する中で、子どもたちの学ぶ意欲の低下や公共心の欠如、規範意識・道徳心の低下等が指摘されています。



こうした諸課題に対応するため、教育基本法の改正や、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教職員免許法及び教育公務員特例法」などの教育三法が平成 19 年 6 月 27 日に公布されました。

子どもたちが夢と希望をもって健やかに成長できる環境づくりは喫緊の課題であり、教育改革に取り組んでいくため、今、教育行政の在り

方が問われています。

#### (6) 地方自治体の財政状況

平成 20 年 9 月に始まった 100 年に一度といわれる金融不安は、世界的な景気後退を引き起こし、我が国においても、経済情勢の悪化、企業収益の大幅な減少とそれに伴う雇用情勢の悪化、設備投資の減少を招いています。

こうした経済環境の中、団塊世代の退職時期を迎え、納税者人口の減少と医療・介護・福祉制度の公費負担増が見込まれるなど、地方自治体の財政は今後も厳しい状況が続くと見ており、高砂市も例外ではありません。

したがって、これまで以上に健全な財政運営を目指さなければならないことは明らかであり、縮小均衡を図るだけでは、地域自体がその活力や都市間競争力を失ってしまう恐れがあります。高砂市の将来に向けての「選択」と「集中」による事業の見直しが必要とされています。

## 2 高砂市が取組んできた教育の現状と課題

教育をめぐる変化は、約 60 年ぶりに改正された教育基本法、平成 19 年には、「学校教育法の改正」をはじめとする教育三法の改正など、教育に関する仕組の変革、新学習指導要領の策定などに象徴されるように、教育環境が急速に変化する中で、高砂市における教育の現状は、多くの課題に直面しています。

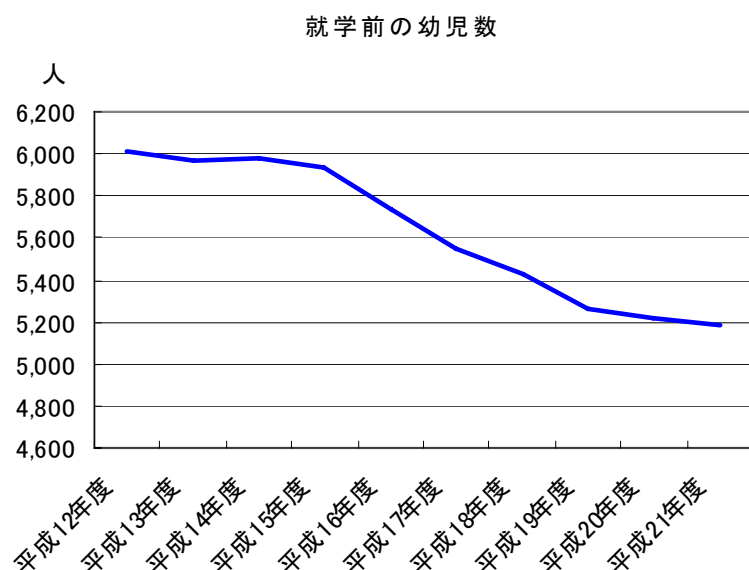
### (1) 人格形成の基礎を育む就学前教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要です。幼児一人一人の発達に応じ、集団の中で主に遊びをとおして総合的な指導を行う保育園・幼稚園は、就学前教育の中核としての役割を担っています。

本市では、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂を踏まえ、子どもの発達や地域の実態に応じた創意工夫のある教育課程・保育計画を編成し、生活の中で見る、ふれる、感じるなど心をゆさぶる直接的・具体的な体験をとおして、物事に取組もうとする意欲、人とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など「生きる力」の基礎を培う教育を計画的・継続的、組織的に推進してきました。

また、高砂市の就学前の幼児数は少子化の進展に伴い、減少傾向にあり、平成 17 年度より保育園の統廃合や民間移管が行われた結果、平成 20 年度には、公立保育園が 9 園、私立保育園が 10 園、公立幼稚園が 10 園配置されている状況となっています。

就学前の幼児数が減少していくなかで、子どもの幼児期にふさわしい生活を展開するためには、互いに切磋琢磨し、高めあう望ましい幼児集団の確保が、幼稚園・保育園の小規模園においては困難になってきました。



そして、幼稚園の多くは小規模園であるため、教職員の研修、人事交流が困難となり教育の質の維持向上に支障をきたしています。また、保育園児、幼稚園児に同じ教育・保育を保障することが求められています。

このような現状を踏まえ、望ましい幼児教育を推進するために、「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」が策定されました。

今後は、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂を踏まえ、教育・保育内容の整合性を確保しながら、幼稚園と保育園の連携を一層深め、幼児期にふさわしい生活を展開する中で、就学前教育・保育の充実に努めます。

幼保一体化施設においては、幼稚園、保育園の区別なく同一の指導計画で就学前の教育・保育内容の充実に努めていきます。

また、幼稚園・小学校、保育園・小学校との接続や、保育園・幼稚園・小学校との連携や、子育て支援の充実を図るなど、幼児期から児童期への発達と学びの連続性を踏まえた、就学前教育・保育を推進していきます。



## (2) 「生きる力」を身につけさせる学校教育

学校教育で「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの資質能力をバランスよく育み、これからの社会の担い手として児童生徒に「生きる力」を身につけさせることが必要です。そこで、「自分の生き方を切り拓き、よりよい社会をつくろうとする子どもの育成」を学校教育の目標とし、高砂市の学校教育の基本方針を策定し、具現化を目指して取り組んできました。

### ① 確かな学力

すべての子ども一人一人に確かな学力\*を身につけさせることは学校教育の責務であると考え、高砂市では課題を明確にし、市全体の取組や各校の取組である「学力向上『学びんぐ“V”プラン』」を策定しています。また、確かな学力の向上を目指す取組について意見交換及び研究協議し、その結果を各学校の指導実践に役立てることを目的とし、「高砂市確かな学力向上会議\*」の提言のもと、全市的に取組みを推進しているところです。

課題を把握するため、平成17年度から19年度にかけて3年間、小学校2年生から中学校3年生までを対象に、高砂市独自の学習状況調査(国語、算数・数学)を行いました。その結果より導き出された「小中連携の強化」「家庭学習の推進」「学習指導の工夫改善」「指導(学習)時間の確保」「学級経営の再検討」の5つの方策を学校独自の取組に発展させ、学力向上に取り組んできました。

今後もこの取組を継続していくとともに、新学習指導要領に対応し、基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動・言語活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた「確かな学力」を義務教育9年間の中で向上させる取組を行っていきます。

特別な支援を必要とする子どもたちの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、障がいの状態、発達段階、特性等を的確に把握し、それぞれに応じた教育的支援を保護者・関係機関と連携しながら行っていきます。また、平成20年度より高砂市特別支援教育専門家チーム\*を組織し、教育相談や巡回相談を行っていきます。関係機関と連携し、適切な指導及び支援方法・支援体制を確立し、指導の充実を図っていきます。

※確かな学力：知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現等を含めた資質や能力

※確かな学力向上会議：各校の取組等の情報交換を行うとともに、高砂市の児童生徒に身につけさせたい確かな学力の内容とその推進策に関することなどについて意見交換及び研究協議を行い、その結果を各校の指導実践に役立てるために設置した会議（顧問 兵庫教育大学 梶田叡一学長）

※高砂市特別支援教育専門家チーム：幼稚園、小学校、中学校からの申し出に応じてLD、ADHD、高機能自閉症の障害がある幼児児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な意見の提示及び指導・助言を行うことを目的としたチーム

## ② 豊かな心

自他を愛し、自他の命を大切に作る心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労の意欲、正義感や公正さを重んじる心などを育むことが大切と考え、「環境体験学習」「自然学校」「トライやる・ウィーク」等、地域の人々や自然等とふれあう体験活動を実施しています。しかし、全国的に不登校、いじめ問題、インターネット等の書き込みによる中傷、暴力行為等が多発しています。高砂市においても生徒指導上の問題が生じており、「心」の在り方、「人」としての生き方について指導していかなければなりません。

今後は、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、教育活動全体を通じて人権尊重の精神に立った学校教育を進めます。また、道徳教育を充実させるとともに、体験活動を積極的に取り入れ、ルールや人間関係のつくり方等、道徳性を育成していきます。

また、平成19年度から、小学校4年生～6年生、中学校全生徒を対象に、1学期に「生活アンケート」を、2学期に「いじめ相談シート」を実施して、教育相談の資料として活用し、いじめ等の未然防止、早期発見に努めてきました。県・市教育委員会配置のスクールカウンセラーや各中学校に配置した不登校指導補助員等を活用した教育相談や、不登校生への学習支援、生徒指導等の支援を行っています。そして、不登校については減少傾向にあります。

今後とも、「学校危機対応ハンドブック」等をもとに、情報モラル危機、暴力行為、不登校、いじめ等に対応（予防・対処）していくとともに

に、子ども一人一人のストレス度、自尊感情に応じた教育相談を充実していきます。

### ③ 健やかな体

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが大切です。高砂市においては「運動大好きGOGOプラン」を策定し、体育や保健指導を中心に、体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成してきました。また、平成17年度より実施した学習状況調査結果から、家庭における生活習慣、学習習慣が身に付くように、学校と家庭（保護者）が協力して家庭学習の促進に取り組む必要があると考え、家庭学習の啓発資料「ぐう・ちょき・ぱあ※」を作成し、その中でも「食」と「眠」の大切さを取り上げ、家庭への啓発を行ってきました。

しかしながら、平成21年度全国学力・学習状況調査で、なお一部の子ども（高砂市小学校0.8%・中学校1.5%）が朝食を食べないという結果が出ており、基本的な食生活、生活習慣の確立及び改善が重要な課題となっています。さらに、子どもたちの生活の安全・安心に対する懸念が広まっており、自分の身は自分で守るという観点から、安全教育の充実も課題となっています。

本市の体力測定データから平成12年度との比較において、50メートル走やソフトボール投げにおいて、記録は低下しています。また、運動する子、運動しない子の二極化も見られます。今後は、体育や保健指導を中心に、体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成していきます。一方、心身の健康の保持のためには、心身の成長・発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、家庭と連携して「食育」に取り組んでいきます。

子どもたちが、高砂市の学校で学ぶことが出来てよかったといえる教育活動を、保育園、幼稚園、小学校、中学校と教育行政が連携・協力し、創造していきます。

※ぐう・ちょき・ぱあ：家庭における生活習慣・学習週間を確立させるためにヒントやアドバイスを集めた保護者向けの啓発資料

### (3) 市民の学習意欲に応える社会教育

人々は、社会、経済の変化に対応するために絶えず新しい知識や技術の習得が求められます。また、自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさを求め、自らの生きがいのため、学習意欲が増大しています。

平成 18 年に改正された新しい教育基本法には、生涯学習の理念が新たに設けられるとともに、社会教育が地方公共団体により奨励・振興されることが引き続き規定されています。

本市では、長寿社会の中で市民の学習意欲、健康志向にこたえるため、中央公民館、総合体育館などを設置し、学習の機会と場を提供し、社会教育の充実とスポーツ振興を図ってきました。

#### ① 社会教育

高砂市においては、曾根の閑静な松林の中には、生涯学習の場としての県立高校の旧校舎を利用した「教育センター」及び「図書館」が設置されています。教育センターでの高齢者大学では、60 歳以上の方が学び続けています。また、臨海部の高砂海浜公園に隣接して青少年の健全育成を目指した「青年の家」があり、さらに、市内には「中央公民館」と 7 館の「地区公民館」が設置され、市民一人一人が自己研鑽に取り組んでいます。ちなみに公民館の講座数は、約 300 グループ（平成 20 年度）となっています。また、芸術・文化の振興を図るため、文化連盟の活動の支援を行っています。

これらの様々な社会教育施設については、施設の持つ目的に留意しつつ、近年における急速な高齢化社会の進展、産業構造等の社会経済情勢の変化に対応する必要があり、既存ストックを効率的に活用し地域活性化に生かすため、有効活用を検討していきます。



## ② 社会体育

生涯スポーツでは、総合運動公園内に総合体育館、野球場、陸上競技場等が米田町に設置され、又、高砂町では向島多目的球場が設置され、市民がスポーツに親しみ生涯にわたり健康で、豊かな、充実した人生を過ごす場を提供しています。

各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図るため、体育協会が行う活動を支援しています。

また、小学校区単位で運営されている「スポーツクラブ 21」で子どもから高齢者までの幅広い年齢層の住民がスポーツに親しんでいます。

「スポーツクラブ 21」の育成については、会員数が少ない地域があるため、参加種目等の見直しを検討しながら推進していきます。

総合運動公園（総合体育館、陸上競技場、野球場）、向島多目的球場、市民プールでは、平成 18 年度から 3 年間の指定期間で指定管理者制度を導入し、引続き平成 21 年度から公募により 5 年間の新たな指定管理者の決定を行ったところです。



## ③ 教育資源

高砂市には、長い歴史を通じて育まれた文化があり、文化財も多く存在しています。そして、埋め立てられた沿岸部には、多くの企業が立地し様々な活動を続けています。そのような高砂市がもっている地域の特性を生かした様々な資源を発掘し高砂市の資産として生かしていくことが必要です。また、地域で伝えていかなければならない文化伝統や企業が保持している人材などの資源を、将来高砂市を担う子どもたちに提供される仕組づくりも必要です。

平成 19 年 10 月「歴史文化基本構想」が国において策定され文化財を総合的に保存活用する方針が定められました。文化庁は、本基本構想を受けて平成 20 年 5 月「文化財総合的把握モデル事業」を策定し、高砂市が同年 8 月「高砂市文化財総合的把握モデル事業」の指定(全国で 20 件、兵庫県では高砂市と篠山市の 2 市)を受け、「歴史文化基本構想及び保存活用計画」を策定中です。しかしながら、高砂市にとって大切な歴

史上価値のあるものが、市に保管・保存する施設がないため散逸しつつある現状から、文化財等を、保管・保存する施設の確保が必要となっています。

これからも、社会教育施設等の利用促進、学習の機会及び情報の提供を行い社会教育の振興を図り、自ら学んだ学習の成果を社会へ還元し、地域力の向上・家庭の教育力の向上を目指す取組が重要です。そして、生涯学習・生涯スポーツが地域コミュニティの形成の一助となることが期待されています。

阪神淡路大震災を契機として、公共施設のもつ避難所としての役割が重要視され耐震性の確保が課題となっています。施設の補修・補強などで安全性の確保を行うとともに、施設の機能の維持・確保のため、設備・機器類の営繕計画など、実現可能な計画を策定する必要があります。



## 第3部 基本施策の重点目標

高砂市の教育理念を実現するために教育施策の重点目標を設定し、各重点目標について基本的認識や方向性を示しています。

### 重点目標1 変化の激しい社会の中で自立的に生きる力を培う教育に取り組みます

これからの社会の担い手として子どもたちに、知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力をも含めた「確かな学力」、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心・感動する心などの「豊かな心」、健康でたくましく生きていくために必要な「健やかな体」の3つの資質能力をバランスよく育み「生きる力」を身につけさせることが重要です。

そのために、基本的な生活習慣、正しい食生活、自制心や規範意識、運動能力、コミュニケーション能力など、「生きる力」の基礎を育む幼児期の教育の充実が求められています。

平成17年度より小学校2年生から中学校3年生までを対象に実施した市独自の学力・学習状況調査（国語、算数・数学）や、平成19年度より実施された全国学力・学習状況調査の結果から、国語、算数・数学の基礎的な知識・技能の定着が図られてきたことがうかがえます。また、「学習時間」「読書の時間」「朝食」「睡眠時間」など、家庭における学習習慣・生活習慣についても改善されつつあります。学習規律や学習習慣の確立を目指すことや、習得した知識・技能を活用する力を培うこと、校種間・学年間の連携や家庭と連携した指導の展開等の充実により、学習内容の確実な定着と学習意欲の向上に力を注ぐことが必要です。

また、特別な支援が必要な子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、障がいの状態、発達段階、特性等を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援の充実を図ってきました。今後さらに個に応じた指導を一層充実するための体制作りや、ネットワーク作りを推進するとともに、教職員の専門性のさらなる向上を図ることが必要です。

「豊かな心」を育むために「人としての在り方、生き方に関する指導」とい

う観点に立ち、子ども一人一人の発達段階に応じた指導を行ってきました。

しかし、今なおいじめ問題、インターネット等の書き込みによる中傷、暴力行為、児童虐待・家庭内暴力等の家庭崩壊など、子どもたちの「心」の在り方、「人」としての生き方にかかる問題・課題が生じ、自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちの姿も見られます。自分の命を大切に  
する心、美しいものや自然に感動する心、自他を愛する心、他人と協調しつつ  
自立的に社会生活を営む力、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公平さを  
重んじる心など「豊かな心」を育むことが求められています。そのため、道徳  
教育や体験活動を充実させることが大切です。

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが大切です。しかし、運動をする子、運動をしない子の二極化傾向が見られ、学年が進むにつれて、新体力テスト結果において全国平均に比べ低い種目があります。また、朝食を食べない子どもや睡眠を十分に取らない子どもがいるなど生活習慣の乱れも見られます。今後は、体育や保健指導を中心に、体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成や、家庭と連携し正しい生活習慣を身につけさせることが重要です。

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 人間形成の基盤を育む幼児教育の充実
- 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立
- 道徳性や規範意識をはじめとした「豊かな心」の育成
- 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成
- 子ども一人一人に対応する、特別支援教育の充実



## 重点目標2 命や人権を大切にすることを育みます

幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を推進することが重要です。社会生活を営む上で人権教育の精神はその基盤となるものです。高砂市では「高砂市人権教育基本方針」に基づき、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成を目指し、人権教育を推進していきます。

しかし、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身についておらず、いじめ問題、インターネット等での書き込みによる中傷、児童虐待等、人権に関わる問題も発生しています。また、学校においては暴力行為や不登校の問題が発生しており適切に対処するため、悩みや不安を受け止め相談に当たる必要があります。

今後は、計画的に人権教育を推進していくとともに、生徒指導体制を充実させ、全教育活動の中で教師と子どもが人間的なふれあいをとおして、社会性と自主性を育む生徒指導の充実を図っていく必要があります。

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 人権尊重の理念にもとづく「共生」の心の育成
- 子どもたちの内面理解、共感的理解にもとづく  
生徒指導、教育相談の充実
- 子どもの発達段階に応じた「体験活動」の推進



### 重点目標3 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めます

本市では、子どもたちや地域の実態を把握し、創意工夫を活かした特色ある保育・教育活動を展開するなど、魅力ある園・学校づくりに取り組んでいます。また、園長・校長のリーダーシップのもと、研修による教職員の専門性の向上、教育・保育活動に取り組む協働体制の確立とともに、学校評価を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図り、教育・保育の質の保障、向上を図ることに努めています。また、オープンスクール、園・学校だよりやホームページで教育・保育活動を地域に開くなど、開かれた園・学校づくりを促進しています。今後もさらに、教育の質の保障、向上を図ることが求められています。

保育園、幼稚園、小学校、中学校は、幼児児童生徒の「学びの場」であるとともに、一日の大半を過ごす活動の場であり、幼児児童生徒の生活の場でもあります。そのため、災害に強く、防犯上も十分な安全性を確保し、子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境及び生活環境づくりを推進していくことが大切です。大規模な地震により倒壊等の危険性が高い施設の耐震化を進めています。今後は、環境に配慮した設備の充実、特別支援教育を充実させるための施設のバリアフリー化、老朽化への対応等、施設整備を円滑かつ計画的に進めることが求められています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実が求められています。

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 学校の組織力の向上
- 教職員の資質能力の向上
- 安全・安心で、質の高い学習環境の整備
- 教育委員会機能の充実

## 重点目標 4 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育を支援します

近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化が急激に進むなど、社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、学校が様々な課題を抱えるとともに、学校に過剰な役割が求められています。

家庭教育はすべての出発点であり、子どもは家庭で学び、家庭で育ちます。ところが、近年、家庭の文化の継承が希薄になったり、先人の知恵や文化、精神を伝承する機会が減少したりしています。このような状況の中、地域社会全体で家庭教育を支えていくためのより良い環境を作っていくことが求められています。

本市では、保育園・幼稚園において、地域の子どもたちの望ましい発達が図られるよう家庭（保護者）や地域の人々に保育園や幼稚園の施設や機能を開放し、子育て相談や子育て講演会を実施するなど、子育て支援の充実に努めています。また、PTAと園・学校、地域の諸団体が連携し、不審者対応や防犯、登下校時の安全管理、子どもたちの健全な育成を目指した啓発活動等、地域ぐるみの教育支援活動を展開しています。今後も、これまで以上に園・学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたちを見守り育てていくための様々な支援活動を展開することが求められています。

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

### ○地域社会との連携と地域の教育力の向上

### ○家庭の教育力の向上



## 重点目標5 市民だれもが生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを推進します

生涯学習社会を実現するためには、一人一人が自己実現を果たせる能力を高める必要があります。また、市民が、多様で個性的な自己実現を図るため、生涯のそれぞれの時期において主体的に学習できるよう学習機会の創出、地域課題の解決に向けて共に学びふれあう社会教育の推進、さらに青少年教育の推進、学習者の組織化と自立、自治意識の高揚が必要となってきます。

中央公民館をはじめとする社会教育施設は、時代の経過とともに、それぞれの施設に求められていることも変化しつつあり、施設そのものの役割や在り方が今問われています。そのため、様々な社会教育施設の管理運営についても、時代を一步先取りする施策の展開とそれぞれの世代に即した事業内容の充実が求められています。

また、本市は早くから公民館などの社会教育施設の充実を行ったため、施設の老朽化が進み維持管理等について、施設の機能の維持、安全性の視点からも早急な対応が求められています。

一方、市民の誇りであり財産でもある伝統的、歴史的な郷土芸能、祭りや文化財などの保護・保存・継承・活用が求められています。また、文化連盟等との連携のもと、新たな芸術文化への挑戦や創造を支援し、文化芸術活動の発展も求められています。

地域に根ざした生涯スポーツの振興としては、体育協会との連携を一層強化し、市民が主体的に生涯スポーツ活動が展開できるよう環境整備に努め、スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供を、総合体育館をはじめとする体育施設の内外において行い、生涯にわたり、身近なところでスポーツ・レクリエーションに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」の実現達成を目指します。

以上の基本認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 学習ニーズにこたえる社会教育・生涯学習の振興
- 芸術文化の振興及び文化財等の保護
- 健康志向にこたえる生涯スポーツの振興

# 教育文化都市高砂の未来を創る

( 実 施 計 画 )

計画期間 平成 22 年度から平成 26 年度まで

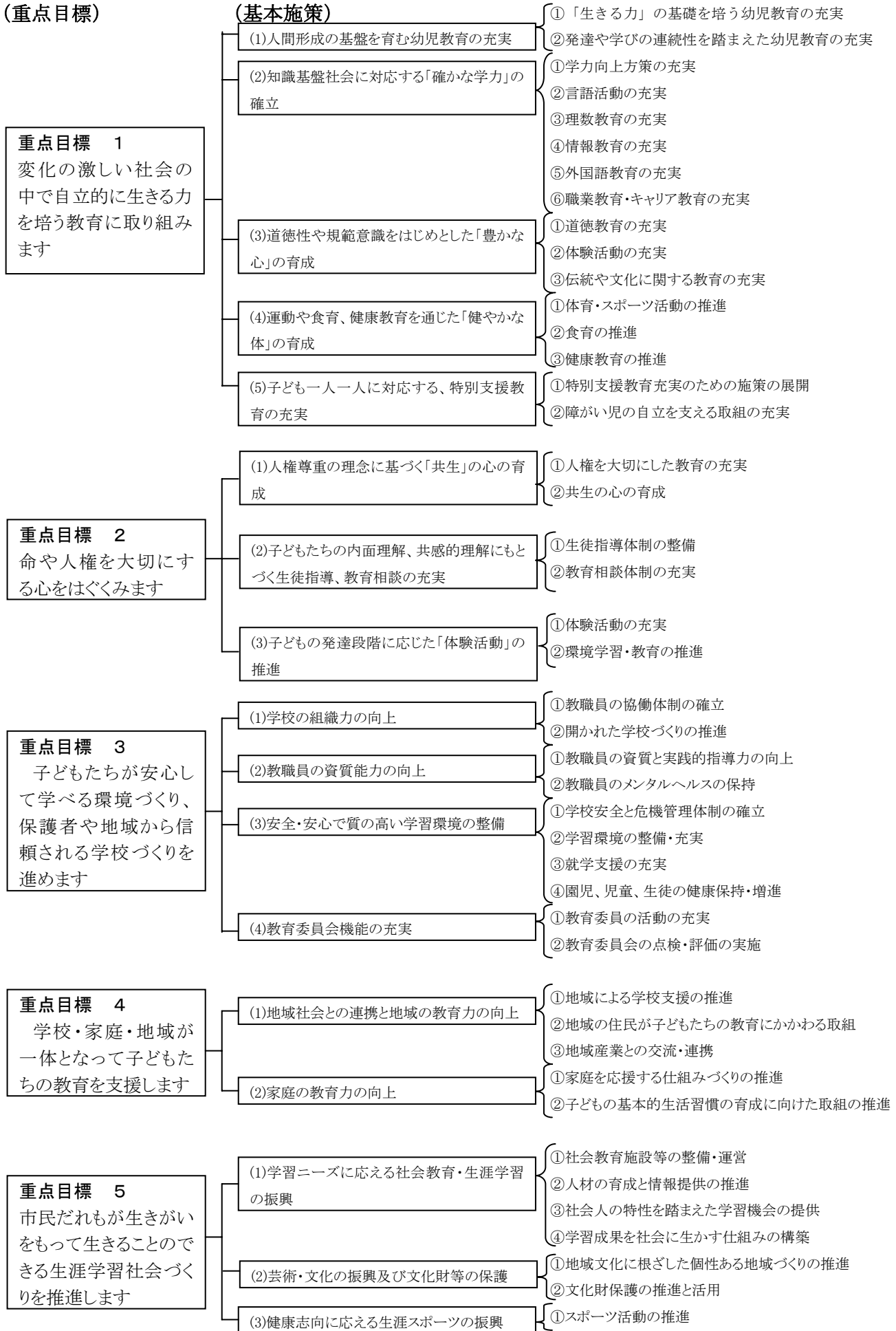
=ふるさと高砂を愛し  
思いやりとたくましさ  
満ちあふれた人づくり=

平成 22 年 4 月策定

高 砂 市

## 5年間の取組み内容

### (重点目標)



# 目 次

## 5年間の取組み内容

### 【実施計画】

1 変化の激しい社会の中で自立的に生きる力を培う教育に取り組み ます	1
・ 基本施策1 人間形成の基盤を育む幼児教育の充実	1
・ 基本施策2 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立	3
・ 基本施策3 道徳性や規範意識をはじめとした「豊かな心」の育 成	7
・ 基本施策4 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育 成	10
・ 基本施策5 子ども一人一人に対応する、特別支援教育の充実	13
2 命や人権を大切に作る心をはぐくみます	15
・ 基本施策1 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成	15
・ 基本施策2 子どもたちの内面理解、共感的理解にもとづく生徒 指導、教育相談の充実	17
・ 基本施策3 子どもの発達段階に応じた「体験活動」の推進	20
3 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や地域から信頼さ れる学校づくりを進めます	22
・ 基本施策1 学校の組織力の向上	22
・ 基本施策2 教職員の資質能力の向上	24
・ 基本施策3 安全・安心で質の高い学習環境の整備	26
・ 基本施策4 教育委員会機能の充実	29
4 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育を支援します	30
・ 基本施策1 地域社会との連携と地域の教育力の向上	30
・ 基本施策2 家庭の教育力の向上	33
5 市民だれもが生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会 づくりを推進します	35
・ 基本施策1 学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興	35
・ 基本施策2 芸術・文化の振興及び文化財等の保護	38
・ 基本施策3 健康志向に応える生涯スポーツの振興	40

## 基本施策1 人間形成の基盤を育む幼児教育の充実

### 現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。しかし、近年子どもたちの育ちが著しく変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力不足、小学校生活への不適応等多くの課題が指摘されています。

また、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下の中、子どもたちが安定した情緒のもとで、主体的に活動するために、保護者の子育てに対する不安を解消し、保護者がその喜びを感じることができるよう、子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援も求められています。

豊かな心情、物事に取り組もうとする意欲、人とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など「生きる力」の基礎を育成することが重要です。

高砂市においても、保育園、幼稚園の園児数が減少しており、小規模化に伴う、保育環境、教育環境の低下を避ける必要があります。

今後も、保育園・幼稚園の一体化、統廃合等を計画的に推進することにより幼児集団の適正規模を図り、また、「小学校との円滑な接続」「園生活と家庭生活の連続性」「子育て支援」に視点を置いた幼児教育を推進していきます。

### 施策の取組

#### 1. 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実

##### ① 教育・保育内容の充実

幼稚園教育要領、保育所保育指針の趣旨及び内容等の周知徹底を図るとともに、子どもの発達や地域の実態に応じた創意工夫のある教育・保育課程を編成し、計画的、継続的な指導のもと、教育・保育内容の充実・発展に努めます。

##### ② 望ましい幼児集団の確保

「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」に基づいて、望ましい幼児集団の適正規模を図ります。

##### ③ 家庭・地域との連携

保育園、幼稚園が地域の幼児教育施設として、家庭・地域との連携をすすめ、健康的な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など「生きる力」の基礎を培う教育力の向上に努めます。また、子どもたちが健やかに成長するために、食

事、運動、睡眠、あいさつ等の基本的な生活習慣や社会のルール等をまとめた『高砂すこやかアップカレンダー』を就学前の5歳児に配付し、家庭と連携して、小学校への生活にスムーズに適応するようにすすめます。

#### ④ 教職員の資質能力の向上

教職員の資質能力及び専門性を、日々の教育・保育活動の点検評価、教職員研修等を通してより一層の向上を図ることにより、幼児教育の水準の維持向上に努めます。

#### ⑤ 保育・教育環境の充実

子どもの健やかな成長を保障するために、耐震化、防犯等の安全対策、子育て支援等、施設整備・人的配置を推進します。

## 2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

### ① 小学校教育との連携・接続の強化

保育園、幼稚園、小学校の教職員が幼児と児童の実態や指導のあり方、教育内容について相互に理解を深め、幼児期から児童期へ発達に応じて円滑な移行を図るために、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図ります。その1つとして、小学校との接続カリキュラム（幼小ジョイントカリキュラム）の内容の充実を図り、教育・保育活動を展開・実践します。

### ② 子育て支援活動の推進

未就園児が家庭・地域における生活から保育園、幼稚園生活に無理なく円滑に移行できるよう、未就園児と園児との交流活動の充実を行ないます。子育て相談や保護者交流の機会を提供し、低年齢児の発達や特性への理解の促進を図り、家庭（保護者）の子育てを支援します。

## 基本施策2 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立

### 現状と課題

変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、自分で課題を見つける力、また自ら学び、自ら考え、問題を解決していく力など、生涯にわたって生きて働く力の基礎を育成することが求められています。

平成17年度より3年計画で実施した本市独自の児童生徒の学習状況調査や、平成19年度より実施された全国学力・学習状況調査の結果から課題が浮かび上がってきました。その結果を受け、すべての子ども一人一人に確かな学力を身につけさせることが学校教育の重要な責務であると考え、学力向上「学びんぐ“V”プラン」を策定し、学力向上にむけて全市的な取組を進めています。

さらなる推進に向けて、学習規律の確立や支持的風土のある学級づくりを基盤とし、学習指導方法の工夫改善、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携や家庭学習の習慣化など、それぞれの学校独自の取組へと発展させていき、学習内容の確実な定着に取り組めます。

また、これらの視点から、子どもたち一人一人の状況等を把握した中で教科指導を展開することを重要視し、とりわけ特別支援教育を必要とする子どもたちについては、「個別の指導計画」をもとに支援体制を構築し、適切な指導を実施していきます。

### 施策の取組

#### 1. 学力向上方策の充実

##### ① 全教職員の「学びんぐ“V”プラン」への取組体制の確立

学級指導の充実、学習指導の工夫改善、授業日数の増加・時間数の確保、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携の強化、家庭学習の促進等、市全体の取組をさらに進めるとともに、各学校が「学びんぐ“Vプラン”」を基本に取組を推進し、「わかる・できる喜びと学ぶ楽しさ」を実感させる学習指導を行うことにより、すべての子ども一人一人の学力に責任の取れる学力保障を目指します。

##### ② 指導体制の工夫

県教育委員会配置の新学習システム推進教員を活用した少人数授業、複数指導等の指導体制を取り入れ、きめ細やかな指導を推進します。また、小学校高学年においては小学校から中学校へのスムーズな移行のため、「兵庫型教科担任制」※や交換授業を取り入れた一部教科担任制を拡大し、教師の専門性を生かした指導に努めます。

※兵庫型教科担任制：小学校5・6年生において、学力の向上や小学校から中学校への円滑な接続を図るため、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせ、学習システム

### ③ 授業力向上への取組

教職員個々のライフステージに応じた研修を実施し、教職員の専門性と実践的指導力の向上を図ります。また、「確かな学力向上会議」が中心となり、各学校の取組等の情報交換を行うとともに、高砂市の児童生徒に身につけさせたい確かな学力の内容とその推進方策に関することなどについて意見交換及び研究協議を行い、各学校の指導実践に役立てます。

### ④ 小学校、中学校の連携強化

各中学校区に「中学校区連携会議」等を実施し、各校の課題や取組等の情報を交換し指導に生かすとともに、カリキュラムの連携研究等を行い、小中学校の連携を図ります。

### ⑤ 家庭との連携による学習の促進

家庭学習の啓発資料「ぐう・ちょき・ぱあ」の全家庭配布や「家庭学習の手引き」を作成するなど、家庭学習の促進に努めます。また、家庭生活・学習に関する保護者アンケート調査（「学校評価自己評価アンケート」）の実施と啓発等を踏まえ、家庭との緊密な連携を図っていきます。

### ⑥ 学校支援ボランティアの活用

保護者や地域住民、専門的な知識・技能を有する個人や団体を「学校支援ボランティア」として、総合的な学習の時間等に活用したり、放課後や長期休業期間に活用したりし、効果的な学習指導を展開します。

## 2. 言語活動の充実

### ① 各教科等における言語活動の充実

知的活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語活動を充実させ知識・技能を活用する学習活動を各教科等で実施し、課題を解決するために必要な考える力を育成していきます。

### ② 読書活動の推進

子どもたちが言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするために「朝の読書」、ボランティア等による「本の読み聞かせ」、「家庭における読書活動」を推進し、読書習慣の確立を図ります。

### ③ 言語環境の整備

学校図書館の活用や学校における言語環境の整備を図り、辞書、新聞の活用や学校図書館の利用などについて指導し、様々なメディアの働きを理解し適切に利用する能力を高めます。

### 3. 理数教育の充実

#### ① 学校教育における理科、算数・数学教育の充実

科学技術の土台である「理数教育」への感心や意欲を高めるため、実験や実習、自然観察、環境体験学習等、知識や技能の活用を重視した理科、算数・数学の授業の充実を図ります。

#### ② 理科作品展の充実

夏休みに児童が作成した作品を理科作品展で展示公開し、自然現象の不思議さ面白さを発信し、科学に対する親しみと関心を高めます。

#### ③ 「理科教室」の実施

長期休業中等に理科教室を開催し、児童生徒の理科に対する興味・関心、意欲、能力を高めます。

#### ④ 地元企業との連携

地元企業の人材、施設、技術の活用で、子どもたちや地域住民が科学技術を身近に感じ、新たな感動や発見創造の喜びを得て、日常的に科学技術を学び関心を持ち続ける姿勢態度を育成します。

特に、企業の協力による出前授業や工場見学、講師派遣等、協力体制を推進するとともに、子どもたちが日常的に科学技術から感動と創造を得る体制を確立し、学習への関心を高めます。

### 4. 情報教育の充実

#### ① 情報リテラシー※

情報機器の操作取扱いに加え、主体的に情報源やそこから得られる情報を取捨選択し、収集活用が出来る能力の育成を推進します。

※ リテラシー：ある分野に関する知識やそれを活用する能力

#### ② 情報モラル

情報発信に対する責任や義務、情報社会への貢献など、情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成を推進するとともに、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術の向上を推進します。

### 5. 外国語教育の充実

#### ① 小中連携の強化

小学校の外国語活動によって養われたコミュニケーション能力の素地を生かし、中学校でコミュニケーション能力を育成することを目的に、小学校、中学校

合同で実施する研究授業や連絡会を通じ、小学校と中学校の連携をより強化します。

## ② 外国語活動のための研修の実施

平成23年度より小学校高学年において外国語活動が本格実施されることに伴い、教職員を対象とした研修を実施し、指導力を高めます。

## ③ 外国語指導講師の配置

小学校・中学校に英語指導講師を配置し、小学校では外国語に慣れ親しませ、中学校ではさらに発展的な授業内容を充実させます。

# 6. 職業教育・キャリア教育の充実

## ① 段階的指導への取組

小学校段階では、身のまわりの仕事への関心・意欲の向上を、中学校段階では職業観・勤労観の形成を図り、社会人、職業人として基礎的・基本的な資質能力を育成します。また、将来の生き方を考え、自己実現を図れるように指導・支援していきます。

## ② 地域の仕事に学ぶ

職業理解力や計画実行力を培うことを目的とし、小学校高学年を対象にして仕事や生き方について考える機会を与え、また職業体験活動を通じて、働くことや生きることについて学ぶ中で、将来に向けての自分の生き方を探る活動を継続して行います。

## ③ 職業体験

中学生を対象とし、トライやる・ウィークなどの職業体験を中心とした活動を通して職業理解力や計画実行力の養成を目指します。働くことの意味を学び、中学生としてやるべきことに気づき、実行しようとする態度を育てるとともに、自分の将来について考えるなど、精神的な成長を促します。

## ④ 進路指導の充実

子ども一人一人の進路選択にあたっては、進路相談を計画的に行い、適切な情報を提供するなど、それぞれに応じたガイダンスの充実を図ります。

## 基本施策3 道徳性や規範意識をはじめとした「豊かな心」の育成

### 現状と課題

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の教育力の低下、各種体験の減少等により、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもたちの「心」の在り方、「人」としての生き方に係る問題課題が著しく生じています。

今後、自他を愛し、自他の命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる豊かな心を育むことが求められています。

### 施策の取組

#### 1. 道徳教育の充実

##### ① 教育活動全体での指導

指導時間を確保し、道徳の時間では、年間指導計画に基づき、子どもの実態や指導の課題を踏まえ、学年や学級の段階に応じた指導を行います。また、道徳の時間を要として学校教育活動全体を通じて、道徳教育に取り組みます。

##### ② 心に響く教材の開発・活用

各教科、特別活動や総合的な学習の時間及び外国語活動と密接な連携を図り、道徳的な心情、判断力、実践的意欲と態度などの道徳性を養います。また、『ほほえみ』、『きらめき』、『命の大切さを実感させる教育への提言』等、道徳教育関係資料や副読本等を活用するとともに、心に響く教材の開発・活用に努めます。

##### ③ 体験活動を通じた取組

実物に触れたり体験したりするなどの活動を指導過程に取り入れ、「人」としての生き方についての自覚や行動を実感させながら道徳的実践力を育成します。また、企業や地域の職業人との連携を図り、働くことや仕事に触れること等を通して、道徳性の発揚や社会性の定着を図ります。

##### ④ 「命」を大切にする教育の推進

「命」の大切さを実感させ、生きることへの積極的な姿勢を培い、温かい思いやりに満ちた人間関係を築けるよう指導内容や指導方法を工夫していきます。

##### ⑤ 地域住民との連携

道徳の授業を公開したり、学校支援ボランティアを生かした授業を実施したり

しながら、保護者や地域の人々との連携・協力を図り、基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどを、実践的な活動の中で身につけさせます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという考えに立ち、より緊密に連携した取組を進めます。

## 2. 体験活動の充実

### ① 系統的に実施

「グリーンガーデン」「環境体験事業」「自然学校」「野外活動」等幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、各教科、領域、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等で体験活動を系統的に実施し、心の育成を図ります。

### ② 環境体験活動の実施

小学3年生を対象に生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う環境体験活動を実施します。企業体験、実験や実習、海の生き物観察等、体験学習の機会や、自然豊かな加古川流域の環境学習の機会を設けます。また、小学5年生を対象とした自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を活かし弾力的に実施します。

### ③ 社会奉仕体験の実施

公共の精神を養い、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を身につけさせるため、ボランティア活動等の社会体験活動の機会や場の充実を図ります。

### ④ 福祉体験の実施

車いす体験、白杖・アイマスク体験、キャップハンディ体験等を通じ、支え合いながら共に生きる心、他者を尊敬する態度、日常的に福祉活動に取り組む意欲を育てるため、発達段階を踏まえた福祉体験の充実を図ります。

## 3. 伝統や文化に関する教育の充実

### ① ふるさと「高砂」の学習

「高砂市歌」の学習を実施したり、社会科学習資料「たかさご」（再編集）を用いた小学校3・4年生の学習をベースに、総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用して、中学校3年生まで系統的に「高砂」に関する学習（「(仮称)高砂学」）を実施したりし、ふるさと高砂のよさや先人たちの生き様などを知り、高砂を愛する心を育てます。

**② 学校の文化活動の推進**

地域の芸術家や伝統芸能保持者等を学校に招き、優れた技の披露や講話、茶道、華道、謡曲「高砂」などの体験活動を計画的、継続的に実施したり、部活動における文化部活動の充実を図ったりして、子どもたちの文化芸術への関心を高めます。

**③ 地域人材の活用**

地域の文化人や芸術家を登録し、学校での文化芸術に係る指導や、放課後の部活動等教育活動への活用を図ります。

**④ 高砂の歴史・文化継承の推進**

高砂市の歴史的、文化的史跡を巡る「高砂のまち歴史・文化ウォーク（仮称）」を実施し、高砂市の伝統文化の継承発展に寄与する意欲を高めます。

## 基本施策4 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成

### 現状と課題

昨今、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向が見られます。また、学年が進むにつれ、特に小学校高学年から中学校3年生にかけて、新体力テスト結果において全国平均に比して低い種目が増加しています。子どもの食を取り巻く環境が大きく変化し、朝食を「ほとんど食べない」「食べないことが多い」等食生活の乱れが見られ、偏った栄養摂取、肥満や過度の痩身による健康課題が子どもたちに見られます。また、子どもの喫煙・飲酒・薬物乱用等の問題も深刻化しています。

そこで、運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組む必要があります。また、生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、学校・家庭・地域が連携して、「食育」「健康教育」を推進することが大切です。

### 施策の取組

#### 1. 体育・スポーツ活動の推進

##### ① 児童生徒の発達段階に応じた指導の展開

体育の授業において、児童生徒の発達段階等を考慮した年間指導計画に基づき、個に応じた指導を展開し、運動の楽しさや喜びを味わせるとともに、自ら進んで体力や運動能力を高めることができるよう指導します。

##### ② 体力・運動能力の向上をめざす授業の取組

新体力テスト等を計画的に実施するなど、児童生徒が自己の体力・運動能力を知り、より高めることができるよう指導するなど、授業をとおして体力・運動能力が高まるよう工夫や取組を展開します。

##### ③ 体力・運動能力向上事業への取組

運動大好き GoGo プランに沿った事業を展開し、体力・運動能力テストや体育サーキットの実施、外遊びの奨励や運動しやすい環境づくり、家庭での活動等を推進していきます。

##### ④ 運動部活動等の充実

より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験させる活動として、「高砂市運動部活動検討委員会」において決定した内容を基にして運動部活動の充実を図ります。

## 2. 食育の推進

### ① 食に関する指導の充実

小学校に栄養教諭等を配置するとともに、園・学校における指導体制を整備したり、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成したりし、学校給食や弁当の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間など、就学前教育、学校教育全体の中で体系的・継続的に指導を行います。

### ② 学校・家庭・地域が連携した取組

食への関心を高め、規則正しい食事、いっしょに食べる喜び、朝ごはんの重要性、食の安全等、児童生徒が生涯にわたって健全な食生活を実践でき、豊かな人間性を育ていけるよう、学校と家庭が連携して食育を推進し、食に関する適切な知識、食の安全・安心への意識の高揚や理解を図っていきます。

### ③ 地産地消の意義や「農」への理解促進

学校給食における、県産農林水産物及び地域産食材の利用促進を図り、身近な食材に接することを通して、児童に生産活動と日々の食事のつながりを実感させたり、地産地消の意義や「農」への理解を深めたりしていきます。

### ④ 学校給食の内容充実

学校給食の内容の充実を図るため、児童及び保護者等の学校給食に対する意見・考えをアンケート調査等で把握し、バランスのとれた適切なカロリー摂取を維持しつつ、給食内容にできるだけ反映し、豊かできめ細かい給食を提供していきます。

## 3 健康教育の推進

### ① 健康に関する指導の充実

養護教諭を中心に、幼児児童生徒が生涯にわたって主体的に健康づくりができるよう、発達の段階に応じた保健指導を充実します。

### ② 薬物乱用防止等の取組

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する児童生徒の実態を把握した上で、市民病院等と連携しながら、健康への影響を早い時期から認識できるよう、薬物乱用防止等の指導を充実します。

### ③ 心と命を学ぶ教育の推進

性に関する科学的な認識を深め健全な異性観に基づいた行動がとれるようにするため、児童生徒の発達段階に応じた指導を充実していきます。また、エイズ

について正しい知識を身につけ、予防する能力や態度を育成するとともに、偏見や不必要な不安を取り除く、人間尊重に基づいた指導を充実していきます。

## 基本施策5 子ども一人一人に対応する、特別支援教育の充実

### 現状と課題

近年、障がいのある児童生徒を巡っては障がいの重複化や多様化などに伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と関係機関との連携がこれまで以上に求められています。また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障害の児童生徒への対応や早期支援が求められています。卒業後の進路の多様化、社会のノーマライゼーション\*の進展などの状況も見られます。

子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人一人の教育的ニーズを的確に把握するとともに、ライフスタイルを見通し、主体的に生活、学習できる力を高砂児童学園、保育園、幼稚園、小学校、中学校の全教育活動の中で育成しています。

今後、一人一人の障がいの状態などに応じた適切な教育や、教育相談を行う体制づくり、小中学校におけるLD、ADHD等の児童生徒への教育的支援をおこなう体制を整備する取組を充実していきます。

※ ノーマライゼーション：障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会をめざすという理念。

### 施策の取組

#### 1. 特別支援教育充実のための施策の展開

##### ① 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づく支援体制

子ども一人一人の障がいの状態や発達段階、特性等を把握し、個々の課題を明確にしながら「個別の指導計画」を作成するとともに、幼稚園、小学校、中学校の教育活動全体での支援体制の充実に努めます。

また、一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」を保護者・関係機関との連携を図りながら策定し、一貫した教育が行えるよう推進体制の整備を促進します。

##### ② 園・校内支援体制の充実

園長・校長のリーダーシップのもとコーディネーターを中心として園・校内委員会の充実を図り、障がいのある幼児児童生徒の実態把握や適切な支援方法等について検討を行い、園・校内支援体制を構築します。

##### ③ 高砂市特別支援教育専門家チームによる指導の充実

専門的な知識や技能を有する高砂市特別支援教育専門家チーム等を活用し、望

ましい教育的対応について助言を得ながら、子ども一人一人に応じた適切な教育的支援を行います。

#### ④ 特別支援教育の教育相談、巡回相談の充実

高砂市特別支援教育専門家チーム委員を相談員として、保護者に対する教育相談を実施します。また、地域の学校園においての相談に対応するなど地域支援体制の一翼を担います。

#### ⑤ 教職員の研修の充実

支援方法・体制の工夫を図り、個に応じた指導をより一層充実させるため、特別支援教育に関する市の研修会や校内研修を実施し、専門性の向上に努めます。

#### ⑥ 障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントの配置

保育園、幼稚園、小学校、中学校への障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントの配置を継続しておこない、特別な支援の必要な子どもへの指導の充実を図ります。

## 2. 障がい児の自立を支える取組の充実

### ① 障がいの状態に応じた指導、教育、施設環境の充実

個に応じた指導を一層充実させるために、教職員の専門性を高めるとともに、障がいに応じた教育、施設環境を充実していきます。

### ② 就学・進路指導の充実

就学前から保護者との話合いや体験入学などの機会を設け、障がいの種類、程度、特性等に応じた教育相談や就学指導に努めます。また、高砂児童学園、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携を図り、サポートファイルを活用し、一人一人のライフサイクルを見通した進路指導を行います。

### ③ 障がい者理解の推進

障がいのある子どもが自立し、社会参加をするために、園・校内、学校間や地域の人々と交流活動を通したり、障がいのある子どもと特別支援教育への理解啓発を推進したりし、保護者や地域の人々の障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と知識を深めていきます。

## 基本施策 1 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

### 現状と課題

本市では「高砂市人権教育基本方針」に基づき、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成をめざし、人権教育を推進しています。

しかし、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけておらず、いじめ問題、携帯電話等の書き込みによる中傷、暴力行為、児童虐待等人権に関わる問題が発生しています。

今後も、憲法や教育基本法に則り、あらゆる機会を通じて、人権尊重の意識を高める教育を発達段階に応じ推進していきます。

### 施策の取組

#### 1. 人権を大切にした教育の充実

##### ① 人権教育の組織づくり

平成21年度より、福祉部人権推進課と教育指導部人権教育指導室が統合し、福祉部人権推進室が設置されました。社会教育は人権推進室で、学校教育は学校教育課で受け持つことになりました。「高砂市人権教育基本方針」に基づいた総合的な人権教育・啓発の推進に取り組みます。

##### ② 教職員研修の充実

幼児児童生徒の心の痛みに気づくなど、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけ常に磨くための教職員研修の充実を図ります。

##### ③ 保育園、幼稚園、小学校、中学校における人権教育の充実

保育園、幼稚園では、幼児期にふさわしい豊かな体験の機会を保障し、人に対する愛情や信頼感、互いに尊重する心などの人権尊重の芽生えを育むとともに、子どもの人権に配慮した教育を進めます。

小学校、中学校においては、学校教育活動全体を通じ、生命を大切にすること、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培うなど人権教育の充実を図ります。

全ての保育園、幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、人権尊重の意識を高め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に目を向け主体的に取り組む意欲と態度を育むための指導の充実を図りま

す。

#### ④ 家庭や地域社会等と連携した人権教育の推進

家庭や地域に情報を提供することにより、園・学校の取組に対する保護者や地域の人々の理解や協力を得、連携のもと人権教育を推進します。

#### ⑤ 園児・児童・生徒に対する支援体制の充実

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待などの被害に遭う子どもが増加傾向を示している中、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、子どもたちが安心して学習できるような環境を整備します。

#### ⑥ 人権にふれる機会の充実

「人権フェスティバル」「中学生人権弁論大会」等人権にふれ合う機会を充実させ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

## 2. 共生の心の育成

### ① 国際理解教育

道徳や総合的な学習の時間をはじめ、各教科等において、自国の伝統や文化についての理解を深め、それらを尊重し、国や郷土を愛する態度や異なる文化や歴史に敬意をはらい、様々な国や地域の人々と共生する心や態度を育てます。

### ② 共生の心の育成

「在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針」に基づき、日本とアジアとの関係における歴史的な経緯を踏まえ、国際社会に生きることを自覚し、世界の国々の生活や文化を正しく理解し、これらの国や地域の人々と友好的に接しようとする態度を養います。また、日本語理解が不十分であったり、日本の文化になじめなかったりする子どもを温かく受け入れ、尊重し合えるように配慮します。

### ③ 在日外国人が民族的自覚と誇りを持つ教育環境の整備

在日外国人幼児児童生徒が民族的偏見や差別にうちかち、民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。

## 基本施策2 子どもたちの内面理解、共感的理解にもとづく生徒指導、教育相談の充実

### 現状と課題

近年、子どもたちの「心」の在り方、「人」としての生き方にかかる問題・課題が著しく生じています。本市においては、児童生徒の問題行動が増加傾向にあり、特に児童生徒の暴力行為が教育上の大きな課題となっています。いじめについては指導体制の確立を図ってきましたが、今後も累加的な指導をしていかなければなりません。また、不登校については減少傾向にありますが、今後も引き続いて不登校児童生徒への支援が必要です。

本市においてはこれまでも、あらゆる教育活動を通じて、命を大切にする教育や思いやりの心を育てる教育を推進してきました。今後とも、全教育分野で「命の尊厳」、「生きることの大切さ」を浸透・定着させるとともに、子どもの悩みや不安を受け止める教職員の体制を整え、児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対処し、子どもの成長を支援していく必要があります。

### 施策の取組

#### 1. 生徒指導体制の整備

##### ① 校内支援体制の充実

校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとしてそれぞれの役割を相互理解し、連携を密にしながら児童生徒の理解に努め、的確な支援方法を見極めることによって暴力行為、指導不服従、いじめ、不登校等の問題行動への未然防止・早期対応ができる支援体制の充実を図ります。また、度重なる問題行動には、毅然とした方針で臨みます。

##### ② 教職員の資質向上

「学校危機対応ハンドブック」、「子どもたちの心に寄り添って（暴力行為未然防止のための教師の心得）（高砂市教育委員会発行）」、「まなざし（兵庫県教育委員会発行）」等の指導資料を用いた研修を実施し、教職員の資質向上を図り、問題行動の未然防止・早期発見に努め、問題が発生した際には「学校危機対応ハンドブック」に沿って早期に適切な対応をしていきます。

##### ③ 専門機関、関係機関と連携した体制づくり

適応指導教室、県中央こども家庭センター、警察、心の健康と発達相談ネットワーク（市医師会）等、専門機関と連携協力した体制づくりを進め、それぞ

れに応じた適切な支援に努めます。

#### ④ 暴力行為等への対策

暴力行為等対策プロジェクトチームを立ち上げ、発達段階に応じた指導のあり方を検討し、暴力行為未然防止に向けた指導を小学校、中学校で展開していきます。

指導困難な状況にある学校へは、生徒指導対策支援チームによる相談や助言を行い、学校のスムーズな教育活動を支援していきます。

2つのチームと生徒指導担当者会において、関係諸機関との連携のあり方について研究を深め、子どもたちの将来を見据えた指導を進めるとともに、毅然とした対応を行います。

#### ⑤ いじめへの対策

いじめが大きな社会問題となって以来、「いじめ相談シート」を実施して相談しやすい環境を作るとともに、早期発見・早期対応に努め、指導体制も確立してきました。今後も継続して取り組みます。

インターネットの普及とともにネット上のいじめ問題が新たに浮上してきました。「ケータイ教室」「情報モラル教育」の推進、対応方法の確立を図り、ネット上のいじめ対策を進めていきます。

#### ⑥ 不登校への対応

平成16年度より「不登校0対策 ほほえみサポートプラン」に基づき不登校対策に取り組んできた結果、不登校児童生徒の出現率が減少しています。しかし、不登校児童生徒への組織的な支援は今後も不可欠であり、今後5年間で小学校、中学校とも不登校出現率が全国平均を下回るよう、「不登校0対策 ほほえみサポートプラン」を継続し、つながりを切らない指導を実践します。

## 2. 教育相談体制の充実

### ① 校内教育相談の充実

教師と子どもたちの人間的な触れ合いを通して心の絆を深め、一人一人の心の理解を深めるとともに、子どもたちの悩みや不安を受け止めるため、学校における教育相談の充実を図ります。

### ② アンケートの実施

日常生活の観察による指導に加え、「いじめ相談シート」「生活アンケート」「中1ギャップアンケート」等の実施により潜在化した問題の把握に努め、早期発見、早期支援を行います。

### ③ カウンセラーによる教育相談の充実

臨床心理士などを小学校、中学校にスクールカウンセラーとして派遣し、児童生徒や保護者の相談・助言を行うとともに、相談週間の設定など教育相談に関する年間計画の作成等、保育園、幼稚園、小学校、中学校内の相談体制の充実を図ります。

### ④ 相談機関の充実

子どもの悩みを受け止める相談機関として、教育相談（市教育）、少年相談（青少年補導センター）、教育相談（のびのび教室）のさらなる充実を図るとともに、相談機関について市民に広報していきます。

## 基本施策3 子どもの発達段階に応じた「体験活動」の推進

### 現状と課題

地域の環境の変化から高砂市においても自然が少なくなったこと、子どもたちの遊びの変化から自然との関わりが希薄化したことにより、自然や社会との関わりが少なくなったとされています。

子どもたちが、豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、自然体験活動や社会体験活動などの体験の機会を設けることが重要です。

本市においては、兵庫県の事業を受け、保育園、幼稚園の「グリーンガーデン」、小学3年生の「環境体験事業」、小学校5年生の「自然学校」、中学2年生の「トライやる・ウィーク」等に取り組むとともに、各学校において児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実を図っているところです。

今後も、発達段階に応じて、あらゆる機会を通じて、自ら学び、考え、体得する教育を推進していきます。

### 施策の取組

#### 1. 体験活動の充実（再掲 重点目標1 基本施策3）

##### ① 系統的に実施

「グリーンガーデン」「環境体験事業」「自然学校」「野外活動」等幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、各教科、領域、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等で体験活動を系統的に実施し、心の育成を図ります。

##### ② 環境体験活動の実施

小学3年生を対象に生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う環境体験活動を実施します。企業体験、実験や実習、海の生き物観察等、体験学習の機会や、自然豊かな加古川流域の環境学習の機会を設けます。また、小学5年生を対象とした自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を活かし弾力的に実施します。

##### ③ 社会奉仕体験の実施

公共の精神を養い、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を身につけさせるため、ボランティア活動等の社会体験活動の機会や場の充実を図ります。

##### ④ 福祉体験の実施

車いす体験、白杖・アイマスク体験等キャップハンディ体験等を通じ、支え合

いながら共に生きる心、他者を尊敬する態度、日常的に福祉活動に取り組む意欲を育てるため、発達段階を踏まえた福祉体験の充実を図ります。

## **2. 環境学習・教育の推進**

### **① 環境問題への意識の向上**

身近な環境問題から地球的規模のものまで幅広く取り上げることで環境問題への理解を深めるとともに、共生と循環の必要性を認識させます。

### **② 体験活動の充実**

自然学校、環境体験学習、野外活動等、豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通して、環境問題に対する取組が継続的に学習できるようにします。

重点目標3 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めます

## 基本施策1 学校の組織力の向上

### 現状と課題

子どもや保護者から寄せられる学校への期待は大きく、要望は多様化しています。それに応えるため、教職員は教職に対する強い情熱を持ち、常に「教育のプロ」として、資質能力の向上に努めるとともに、園長・校長のリーダーシップのもとで、協働体制の確立に取り組み、一つのチームとして組織的に教育活動に取り組むことが必要です。

また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供したり、意見等を得たりしながら、地域とともに魅力ある保育園、幼稚園、小学校、中学校づくりを推進することが大切です。

### 施策の取組

#### 1. 教職員の協働体制の確立

##### ① チームで取組む

教職員一人一人が使命感と高い倫理観を持つとともに、豊かな人間性の涵養に努め、教職員が互いに認め合い、励まし合うことができる人間関係を保育園、幼稚園、小学校、中学校に構築し、チームで教育活動に取り組みます。

##### ② 実践的指導力の向上

社会の変化や今日的な課題に対応するため、専門的知識や技能の習得をめざすとともに、得意分野づくりや個性の伸張を図る等、教職員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、自ら実践的指導力を高めるよう啓発を進めます。また、団塊の世代退職後の教職員対応に向け、教職員の財産継承のために匠的教職員、退職教職員を活用し、採用5年以内の教職員の実践的向上や臨時的任用教員、主幹教諭の研修の充実に努めます。

#### 2. 開かれた学校づくりの推進

##### ① オープンスクールの実施

幼稚園、小学校、中学校が計画的にオープンスクールを実施し、幼稚園や小学校、中学校の教育活動を保護者や地域住民に周知し、信頼関係を作ります。

## ② 学校評議員制度の活用

保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映したり、学校運営の状況などを周知し学校の説明責任を果たしたりするため、学校評議員制度を活用していきます。

## ③ 学校評価システムの活用

平成20年度「高砂市の学校評価推進会議」の実践研究の成果を生かし、学校評価における「学校関係者評価」を学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」として活用し、評価結果の公表を通し、保護者及び地域の方々からの教育活動その他の学校運営に関する理解と参画を得て、地域に開かれた信頼される学校づくりの一層の推進を図ります。

## 基本施策2 教職員の資質能力の向上

### 現状と課題

学校教育の充実は、その担い手である教員の資質能力に負うところがきわめて大きいと言えます。また、子どもたちの人格形成の礎を築くのは、幼稚園、小学校、中学校の教育活動であり、その教育活動に関わる教職員の人間性は、子どもたちの一生の人格形成に大きく影響します。

そのため、教職員は教職に対する強い情熱を持ち、教職員としての使命感と高い倫理観をもつとともに、豊かな人間性の涵養に努めること、専門性と実践的指導力の向上や社会の変化に対応した教育観を培うことがますます重要です。

### 施策の取組

#### 1. 教職員の資質と実践的指導力の向上

##### ① 教職員のライフステージに応じた研修の充実

教職員の専門性と実践的指導力の向上を図るため、基礎研修、専門研修、総合研修等、教職員のライフステージや能力、専門分野に応じた研修を実施し、「教育のプロ」としての専門性・実践力を高めます。

##### ② 企業と連携した研修の実施

新採用教員が民間企業での社会体験研修を通して、学校現場では得られない知識や物の見方、考え方等の中で視野をより一層広げるとともに、豊かな人間性や社会性を身につけ、学校教育の実践的指導に生かします。

また、教職員に企業の経営感覚と国際理解を実感させ、学校経営や学級経営に生かすため、本市にある様々な企業・事業所等から、講師を招いた研修を実施し、実践的指導力を高めます。

##### ③ 教員財産の継承

長きにわたる経験と授業のノウハウを、次世代の教師に継承するため、県の退職者再任用システム等を活用し、退職教職員等の活用による現教職員のサポートと教員財産の継承を行います。

##### ④ “不祥事0”をめざす取組

「教職員の不祥事防止に向けて」（不祥事防止委員会の提言）、「信頼される教職員をめざして」、「体罰ゼロ！事故防止！—子どもたちの幸せに向けて—」、「学校危機ハンドブック」等を活用し、体罰、セクハラ、飲酒運転、犯罪行為等の“不

祥事0”意識を高める研修をより充実させます。

## **2. 教職員のメンタルヘルスの保持**

### **① 相談体制の充実**

日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報を交換したりすることができるよう相談体制を充実し、心の不健康に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めます。また、パワハラ指針やセクハラ指針を策定し、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、職場環境を整備していきます。

### **② 研修の充実**

学校現場の課題に応じた研修を計画的に実施し、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図ります。

## 基本施策3 安全・安心で質の高い学習環境の整備

### 現状と課題

保育園、幼稚園、小学校、中学校は、子どもたちの「学びの場」であるとともに、一日の大半を過ごす「生活の場」でもあります。そのため、それぞれの保育園、幼稚園、小学校、中学校では、災害に強く、防犯上も十分な安全性を確保し、子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境及び生活環境づくりが重要です。

しかし、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校では築30年から40年を経過している施設が多く、耐震性が確保されていない建物も多くあります。また、図書や備品の充実による質の高い環境整備が課題となっています。また、経済的理由により就学が困難な家庭の増加や、子どもたちの健康の保持増進も課題となっています。

防犯対策については、施設・設備面に関する対応だけでなく、管理運営等の対応も実施する必要があります。また、少子化による幼児児童生徒数の減少傾向が今後も続くなかで適正な規模、配置の将来予測を想定しながら施設改修、整備に取り組まなければなりません。特に耐震性の低い保育園、幼稚園、学校施設については、早急に耐震補強事業を実施し、幼児児童生徒の安全確保を行うとともに地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図っていきます。就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るための環境を整えていきます。

さらに、子どもたちの生活の安全・安心に対する懸念が広まっていることから、防災安全教育の充実を図っていきます。

### 施策の取組

#### 1. 学校安全と危機管理体制の確立

##### ① 危機管理意識の高揚

施設及び設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な保育園、幼稚園、小学校、中学校づくりに取り組みます。また、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、具体的な防犯対策を行うとともに、教職員の安全・安心に関する意識を高めます。

##### ② 防災・安全教育の推進

「学校保健安全計画」、「防災計画（災害対応マニュアル）」、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」、「学校危機対応ハンドブック」等の更新と、それに基づいた実践的な防災・安全教育を推進します。また、子どもたちが事故・事件・災害等の危機を自ら回避する能力を身につけるよう、教育活動全体の中で、危機予知や的確な判断力と行動力を育成します。

### ③ 地域との連携

地域における見守り活動、子ども110番の家、高砂不審者情報見守りネット等、家庭・地域・警察等関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保に万全を期します。

## 2. 学習環境の整備・充実

### ① 園・学校の施設の整備・充実

高砂市耐震改修促進計画に基づき保育園、幼稚園、学校施設の耐震補強事業を計画的に進めます。また、平成12年からの長年の懸案であった阿弥陀小学校の改築に取り組み、平成23年4月開校に向けて建設を進めます。

小学校舎、中学校舎に太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーを利用した「低炭素・循環型社会」を目指した地球環境にやさしい施設づくりに取り組みます。

### ② 学校図書の充実

子どもたちが積極的に読書活動を行う意欲を高めたり、正確で役立つ情報を自分で選んだりできるように学校図書の充足率を高めます。

また、小学校、中学校それぞれ1校ずつを図書整備拠点校とし、授業等の学校教育活動で活用する図書の整備を行います。

### ③ 備品等の充実

新学習指導要領に対応できるように、教育設備備品等の充実に努めます。

## 3. 就学支援の充実

### ① 保育園、幼稚園保育料の軽減、就学援助

保育園、幼稚園に通園し、一定の要件を満たす世帯に保育料の軽減を行ったり、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助したりし、幼児児童生徒の円滑な就学を支援します。

### ② 高等学校奨学金の支給

勉学意欲がありながら経済的に就学困難な高等学校在学者で、学資の支弁が困難な人に奨学金を支給し、就学機会や就学の継続を支援します。

## 4. 園児、児童、生徒の健康の保持・増進

### ① 健康診断の充実

定期的に腎臓検診、心臓検診、骨障害検診など健康診断を実施します。

② 生活習慣病対策

生活習慣病検診対象者に検診受診を勧奨します。

## 基本施策4 教育委員会機能の充実

### 現状と課題

地方分権の時代にあった、独自の活力ある教育行政を推進するうえで教育委員会の果たす役割はますます重要となっており、社会の変化に伴う将来を見据えた施策を推進していく責務があります。そのような状況のなかで教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制が明確化されました。教育委員会の活動の充実を図るために事務の管理・執行について教育委員会が自ら点検・評価し地域住民等への説明責任を果たしながら事業活動を充実させていかなければなりません。

### 施策の取組

#### 1. 教育委員会の体制の充実

##### ① 学校訪問、行事参加及び研修参加

教育委員会開催、審議の中で適切な提言を行うことはもとより、学校現場の状況の聞き取りや把握に努めます。また、行事参加を通して市民への教育についての啓発、情報収集に努め、教育環境の動向にも注視しながら積極的に研修参加を行います。

##### ② 教育情報の発信

教育の推進方針や学校教育の取組み、教育活動の状況などを積極的に情報発信するとともに、広報紙等を活用し、広く市民に教育情報の提供を行います。

#### 2. 教育委員会の点検・評価の実施

##### ① 教育委員会の責任体制の明確化

教育委員会の基本方針に沿って、教育行政が執行されているかを自ら点検・評価し、地域住民に説明責任を果たしていきます。評価に基づいて成果や課題を共有した上で工夫改善を行い、充実発展した教育を推進します。

## 基本施策1 地域社会との連携と地域の教育力の向上

### 現状と課題

近年、青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる様々な問題が多発しています。その背景として、地域における人間関係の希薄化や個人主義の浸透などによるいわゆる「地域の教育力の低下」が指摘されています。

本市においても、児童生徒の問題行動が発生しているとともに、声かけ事案も多発しています。

このような状況の中で、子どもの成長において、学校、家庭、地域が相互に連携協力し、一体となって教育に取り組むことが重要であると考えます。

### 施策の取組

#### 1. 地域による学校支援の推進

##### ① P T C A活動の充実

子どもたちの健全な育成を目指し、従来のP T AにコミュニティーのCを加えた地域ぐるみの教育支援活動を行います。

##### ② 学校評議員制度の活用

地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、教育委員会から委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる学校評議員制度を活用していきます。

##### ③ 「たかさご学校支援地域本部」の設置

教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、「地域の教育力」の活性化を図るため、「たかさご学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制を整備します。

##### ④ 諸団体との連携

高砂青少年健全育成協議会や各自治会、婦人会等地域の諸団体と学校が協力し、地域の教育力を高め、様々な支援活動を通じて、安全安心なまちづくりに努めます。

##### ⑤ 「高砂市教育の日・週間」の設置

学校でのオープンスクールや教育展示、住民や企業を対象としたフォーラムなどを開催し、市民とともに高砂の教育を考え、より充実した高砂市教育を推進するため、「高砂市教育の日・週間」を設定します。

## 2. 地域の住民が子どもたちの教育にかかわる取組

### ① 社会人講師の活用

優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民を特別講師として学校に招き、学校教育の多様化・活性化を図ります。

### ② 学校評価システムの活用（再掲）

平成20年度「高砂市の学校評価推進会議」の実践研究の成果を生かし、学校評価における「学校関係者評価」を学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」として活用し、評価結果の公表を通し、保護者及び地域の方々からの教育活動その他の学校運営に関する理解と参画を得て、地域に開かれた信頼される学校づくりの一層の推進を図ります。

## 3. 地域産業との交流・連携

### ① 家庭教育協力企業の推進

保護者が働いている企業の協力を得て保護者が学校行事や地域活動に参加しやすいように、行政が企業に働きかけを行います。

### ② 企業イベントへの行政の参画

各企業の人材、施設、技術、知恵等を活用した先端技術、工場概要、各種資料の常設展示や、実験観察などの各企業が実施するイベントに幼児児童生徒や地域住民が参加しやすい体制づくりをし、新たな感動や発見、創造の喜びが実感できるようにします。

### ③ 企業人や研究者の招聘

高砂市「エコ教室」を活用するなど、企業人や研究者を学校教育や社会教育の場へ招聘し、子ども、保護者、地域住民などが日常的に地域産業に触れ、学び続ける姿勢や態度を育てます。

### ④ 自然や科学への興味関心を高める企業との協力体制の推進

家庭教育・地域教育の一つとして企業内での環境体験学習や高砂港などの景観見学会、フォーラム、環境地域活動、ひょうごっこグリーンガーデン事業などに取組み、子どもたちに新たな感動や発見、創造の喜びを得て、地域環境、生活環境を大切にする姿勢・態度・心を育成します。また、企業の人材、施設、先端技

術、製品などを子どもや保護者等に高砂サイエンスミュージアムゾーン(仮称)として、学校の長期休業中のイベント行事とする計画を今後検討することにより、子どもや保護者が科学技術から感動と想像を得、学習への興味・関心を高めます。

#### ⑤ 理科教育に関する体験活動の推進

県内の科学館や自然観察場、生物見学場、環境体験場などを紹介したり、夏休み理科作品の指導と作品展への出品を推進したりし、自然及び科学に興味・関心を高めます。

## 基本施策2 家庭の教育力の向上

### 現状と課題

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣・生活能力・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で大変重要な役割を果たすものです。

しかし、近年、核家族化や少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭をとりまく社会の変化により、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、成長期の子どもたちにとって必要な基本的な生活習慣が乱れ、学習意欲や体力の低下の要因にもなっています。

今後様々な状況にある子育て中の親に対し、きめ細やかな支援をしていくとともに、地域が一丸となって子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に繋がる取組を推進することが重要です。

### 施策の取組

#### 1. 家庭を応援する仕組みづくりの推進

##### ① 保育園、幼稚園における子育て支援

保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、保育園、幼稚園は地域の幼児教育のセンターとして家庭教育に関する相談等子育て支援をおこないます。

##### ② 家庭教育に関する学習機会の提供

家庭の教育力を向上させるため、乳幼児検診や就学前健康診断など多くの親が参加する機会を利用し、家庭教育に関する理解を深める場や学習の機会をつくります。また、「父親の家庭教育への参加を考える集い」を実施するなど、父親の家庭教育への参加を促進していきます。

##### ③ 家庭教育協力企業の推進（再掲）

保護者が働いている企業の協力を得て保護者が学校行事や地域活動に参加しやすいように、行政が企業に働きかけを行います。

#### 2. 子どもの基本的な生活習慣の育成に向けた取組の推進

##### ① 「早寝早起き朝ごはんあいさつ」運動の推進

「家庭学習の啓発資料『ぐう・ちょき・ぱあ』」で推奨し、高砂市が推進して

いる「早寝・早起き・朝ごはんあいさつ」運動を、学校と家庭地域が連携して推進していきます。

## ② 家庭学習・読書習慣の啓発

家庭における生活習慣・学習習慣を確立させるため、小学校入学前の家庭に、家庭学習の啓発資料「ぐう・ちょき・ぱあ」を各家庭に配布します。また、学校における読書習慣を家庭での読書習慣につなぐ取組を推進していきます。

## ③ 親子読書支援の推進

小学校児童の保護者を対象とした、読み聞かせボランティア養成講座を実施したり、読み聞かせ用貸出し図書を小学校に設置したりし、子育て支援の一環として親子が触れ合う機会を提供します。また、読み聞かせの啓発をします。

## ④ 次世代の親育成

10年後、20年後の子どもの環境を見据え、次世代の親がたくましく人間として成長し、将来の新たな問題にも柔軟に乗り切っていけるような土台作りを行うため、中学生の性教育、薬物乱用防止、DV防止等の教育を充実していきます。

重点目標5 市民だれもが生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを推進します。

## 基本施策1 学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興

### 現状と課題

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、地域住民の学習の場、ふれあいの場としての公民館、教育・文化の向上、生きがい・仲間づくりなどに寄与している教育センターや青年の家などがあります。これらの施設においては、市民に学習情報や学習の機会と提供を行うとともに、市民の自発的な学習活動場を提供するなど地域住民の「人づくり」とあわせて、「地域づくり」に寄与する事業展開を行っています。

今後も、高度情報化、少子高齢化の進行などにより、社会が大きく変化していく中、市民一人ひとりが生きがいを見だし、自己実現を図り、心豊かな生活を送ることを可能にするため、社会教育は、より多様化、高度化する市民の学習要求に応える必要があります。

そのためには、多様で幅広い学習情報と学習機会を提供するとともに、市民のだれもが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取り組むことのできる学習環境の整備、学びを支え地域の問題・課題に取り組むために必要な情報提供施設としての安全かつ快適な施設の整備などが必要であります。

市民一人ひとりが、生涯にわたって学び、自らの能力や創造性を高め地域社会づくりに積極的に参画し貢献していくことが求められています。社会教育・生涯学習の役割はますます重要になっており、多様な学習機会の提供に加え、市民が学習の成果を地域での活動に生かせるよう取り組む必要があります。

### 施策の取組

#### 1. 社会教育施設等の整備・運営

##### ① 施設整備

公民館などは、市民にとって最も身近な学習拠点であり、地域の教育力活性化の拠点でもあります。本市の社会教育施設の多くは、早くから設置されたため、大規模な改修時期を迎えています。また、公民館などの施設は、災害時には住民の避難所としての機能を果たすことが求められているため、耐震診断などを行い、その改修計画を立案していきます。

##### ② 計画的な施設管理

公民館、教育センター、青年の家、図書館などの施設は、設置から相当年経過していることから、設備機器類の多くが耐用年数を経過しています。これらの施設の計画的な改修計画を策定していきます。

### ③ 新図書館の建設

「文化を育み学びを支える図書館」を目指し、平成7年度の高砂市総合教育文化施設整備審議会答申などをふまえ、新図書館建設構想・計画を策定し、早期建設に向けて取り組みます。それにつづいて、郷土資料館など、全体構想について研究を行います。

### ④ 学習拠点の運営

市民のニーズ、社会情勢に対応した学習機会を提供し、市民が主体的に取り組む個性豊かで活力のある地域づくりを支援します。

また、社会教育関係団体やサークル、施設利用者等が充実した活動を展開できるよう、相互交流の場や組織運営に関する研修の機会を提供するなど、地域の様々な教育資源の把握とその有効的な活用に努めます。

## 2. 人材の育成と情報提供の推進

### ① 人材の育成

学習活動を通じて、自ら学び成長していく能力の醸成と幅広い識見の習得を図るとともに、学習指導者・グループの育成など、様々な事業を展開します。また、地域の問題解決や活性化に向けた推進的リーダーの育成や社会教育関係団体、サークル、ボランティア、施設利用者等の組織の中でのリーダー等の育成を推進します。さらに、図書館では、子どもへの絵本の読み聞かせやストーリーテリング等の図書館ボランティアの育成を推進し、図書館活動への市民参加の拡充を図ります。

### ② 情報提供の推進

学習成果を社会で適切に生かすことができるよう、必要な情報の収集と蓄積を行い、提供します。また、図書館においては、新図書館建設構想・計画の中で図書検索システムの導入による広域的な情報サービスの提供とその体制整備の検討を行います。

## 3. 社会人の特性をふまえた学習機会の提供

### ① 学習機会の提供

公民館では、世代間を越えての学習の場、ふれあいの場を提供し、学習情

報や学習機会のネットワーク化を推進します。また、教育センターでは、高齢者の特性をふまえた講演、カリキュラムの企画をはじめ、社会生活、教養、文化、歴史、スポーツ活動などその特性をふまえた学習内容を調査研究するとともに、利用者による課題研究や体験発表等の学習機会を提供します。

また、利用者の意見や要望も取り入れ、利用者の立場に立った運営体制を構築し、より充実した学習内容の向上に努め、多くの市民の参加が期待できる学習機会を提供します。

#### **4. 学習成果を社会に生かす仕組みの構築**

##### **① 社会貢献に向けた学習の提供**

学習成果を社会に生かす仕組みづくりとして、学習成果を地域で発表したり、活用できる場が必要です。そのためには、地域で連携と交流を図り、地域の問題、課題の解消に向けて積極的に参画していくことが求められています。

そのために、学習の成果が本人はもとより地域の役に立ち、また還元され地域で評価されることが大切であるとの意識の啓発に努めます。

## 基本施策2 芸術・文化の振興及び文化財等の保護

### 現状と課題

芸術、文化活動は日々の生活にうるおいを与え、心の充実感を満たします。

優れた芸術文化の創造は、教養を高め、豊かな情緒を養う教育の一翼を担っており、地域住民との一体感を生み出し心豊かなまちづくりに寄与しております。これからも古来から伝わる地域の伝統を大切にし、様々な形で芸術文化を推進し、学習の中に積極的に取り入れていきます。

また、文化財は地域の歴史を理解し、郷土に対する愛着を深め、豊かな心を育むため大切にしなければならないものです。

歴史的建造物や郷土が生んだ優れた人材の資料等、貴重な文化財の消滅や散在を防ぎ保存活用の意識を高め、先人から受け継いだ、市民の貴重な財産であるとの認識を深め、重要性の啓発に努めるため、総合学習等で文化財の保護精神の普及に努めます。

### 施策の取組

#### 1. 地域文化に根ざした個性ある地域づくりの推進

##### ① ボランティアや市民団体の育成

物の豊かさより心の豊かさが必要とされ、住民の芸術・文化に対する関心は、高まると考えられます。

このため、文化を感受し、創造する主役は市民であるという基本に立って、市民がさまざまな文化にふれたり、主体的な文化活動が行えるよう文化連盟等との連携のもと新たな芸術文化活動への支援や育成に努めるとともに、地域において、守り伝えられている祭礼行事、民俗芸能等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図り、優れた文化芸術の鑑賞機会を充実します。

#### 2. 文化財保護の推進と活用

##### ① 遺跡の保護

埋蔵文化財包蔵地域内における開発に対して適切に対応し、文化財保護法の趣旨にもとづき遺跡の保護に努めます。

##### ② 文化財の保護活用

指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、文化財の公開、活用を図るため、申義堂の移築や旧入江家住宅の保存修理を進め、地域に根ざした活用方法を研究していきます。また、基礎調査により価値があると認められたものについては保護し、文化財の性質に応じた多様な公開と活用の場の創出

をさらに検討します。

③ 「歴史文化基本構想」

平成 20 年度から平成 22 年度の三年間、文化庁委託事業「文化財総合的把握モデル事業」を実施し、「歴史文化基本構想」の策定をめざしているところです。

モデル事業を通じ、高砂市の歴史や特色を把握し、多様な文化財の適切な保存・活用を図り、住民の地域への理解、地域に対する誇りの向上をめざします。

## 基本施策3 健康志向に応える生涯スポーツの振興

### 現状と課題

我々の生活様式も時代の流れとともに変化し、少子高齢化、国際化、情報化の進展には目をみはるものがあります。社会環境の大きな変化は、様々な場面でストレスを生み、現代社会はストレス社会といわれています。

このようなストレス社会を生き抜き健康的で豊かな人生を送るためには生涯スポーツが必要不可欠です。

健康の維持増進と心のふれあいを深め、市民のニーズに応えられるスポーツ・レクリエーションの振興を図り、総合体育館を中心として各スポーツ施設において、各種スポーツ団体の活動を活性化させると共に多世代型の地域スポーツクラブの推進やニュースポーツを広く普及させ、スポーツ人口を拡大して、市民が気軽に参加できる生涯スポーツの環境づくりを推進します。

### 施策の取組

#### 1. スポーツ活動の推進

##### ① スポーツ・レクリエーション施設の整備

市民の生涯スポーツを支援するため、総合運動公園体育施設などの整備、充実に努めます。

##### ② 健康体力づくりの振興

各種スポーツ教室、競技会などを開催するほか、市民誰もが気楽に楽しむことができるニュースポーツの普及を図るとともに、市民が自主的にスポーツ・レクリエーションに参加する機会の拡充に努めます。

各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図るため、体育協会が行う活動を支援しています。

体育指導の中心的役割を担う体育指導委員をはじめ、各種スポーツ指導者の育成と確保に努め健康体力づくりの拡充に努めます。

##### ③ 高齢者スポーツの振興

高齢者が日常生活の中で、年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、地域社会とも連携して機会の拡充を図ります。

##### ④ スポーツクラブの拡充

子どもから高齢者まですべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるよう、地域における身近な施設を拠点としたスポーツクラブの育成に努め拡充を図っていきます。